

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案要綱

第一 被災者生活再建支援金の拡充

(第一条及び第三条関係)

- 一 現行の被災者生活再建支援金の額を二倍に引き上げること。
- 二 現行の中規模半壊世帯の区分を廃し、大規模半壊世帯等を除く全ての半壊世帯が被災世帯となるよう、その範囲を拡大すること。

- 三 二の半壊世帯について、基礎支援金及び加算支援金を設けるとともに、加算支援金の額については、現行の中規模半壊世帯の加算支援金の額の二倍とすること。

第二 国庫補助割合の引上げ

(第十八条関係)

被災者生活再建支援法人に対する国庫補助の割合を二分の一から三分の二に引き上げること。

第三 施行期日、検討等

(附則関係)

一 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行し、第一及び第二は、令和六年一月一日(以下「適用日」という。)

以後に発生した自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金(以下

「支援金」という。）について適用すること。

2 適用日以後に発生した自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主にこの法律による改正前の規定に基づいて支給された支援金の支払は、第一により支給すべき支援金の内払とみなすこと。

二 検討

政府は、被災者の生活の再建の支援に関連する制度の在り方について、被災者がその置かれている状況に応じた必要な支援を円滑に受けることができるようにする観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

三 その他

その他所要の規定を整理すること。